

第 1 4 5 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午前 9 時 4 6 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 4 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 4 4 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	佐古 和之
	農地担当課長	竹田 了久
	担当課長補佐	逢坂 篤之
	農地担当係長	藤村 博之
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	主幹	佐藤 孝司
	主査	浦上 和彦
	主任	安立 麻以子

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
 - (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 - (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

- (5) 農地改良届について
第2号議案 農政関係等について
申請等 (1) 農政関係等について
(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子 10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第145回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は 0 名です。

 本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。

 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 議案の訂正はありません。

 以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件10番を審議します。事務局から説明をお願いします。

(岡本五樹 委員 退室)

藤村係長 2ページ10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 10番について、東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 10番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)の10番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

(岡本五樹 委員 入室)

議長
安立主任

次に、事務局から中区の説明をお願いします。

1 ページ1 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長
藤田推進
委員
議長
全員
議長
藤村係長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1 番の1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっており、引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

1 ページ2 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.9アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約6.5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番、借入地の取得及び受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5 番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約17.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6 番、新規農による所有権移転です。受人への聞き取り調査の結果、農業知識が全くなく、就農意欲も感じられず、また、稲作に必要な農業機械のリース先が農業機械を扱っていないのではとの疑義もあり、受人の営農計画に疑問があるため、更なる調査が必要との意見があり、保留意見となっています。

7 番から9 番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による賃借権の設定です。期間は令和5年4月20日から5年間で

す。
受人は現在、約3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適

格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ 1 1 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 1 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番、1 3 番は受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約 2. 4 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 2. 2 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 1 0 番を除く 2 番から 1 4 番までの 1 2 件について審議した結果、事務局の説明のとおり 6 番については、再調査が必要との理由から保留意見、残る 1 1 件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 下限面積の撤廃で今いくら耕作しているというのはいらないと思うが？

竹田課長 審議するために必要な、重要な情報だと思っているので、説明は継続させていただきたい。

奥田委員 わかりました。

議 長 それでは、申請等（1）は、1 0 番を除く 1 番から 1 4 番のうち、6 番を保留、残る 1 2 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 3 ページ 1 番、令和 5 年 3 月 3 0 日付で農振除外済みで、申請人が共有持分の一人であるため、5 条同時申請の案件です。

申請地は、農地の広がりがあるが 1 0 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され、転用目的は診療所（歯科医院）です。

申請人は、北区大供表町に居住し共有持分のある母親と、農業に従事する傍ら陸上自衛隊の歯科医官として勤務していましたが、退職を機に歯科医である妻と歯科医院を開設するため、耕作地に近く兼業農家として活動しやすい自己所有の申請地に診療所を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、自己所有地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告をお願いします。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（2）は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 4ページ1番、令和4年10月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は、中区倉田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家の隣接地で、農業の手伝いも可能な祖父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、3番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

いずれも申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

2番、受人は北区今保の借家に家族3人で居住していますが、妻が出産予定で、手狭になるため、妻の職場に近く、通勤等の利便性が高い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は中区中井の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現居住地から近く生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区中井四丁目に本社を置き塗装業を営んでいますが、事業拡大に伴い現在使用している社員駐車場に不足が生じたため、会社に近く駐車スペースが確保できる申請地を露天駐車場に整備しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和5年3月30日付で農振除外済みで、4条同時申請の案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は診療所（歯科医院）で使用貸借権を設定します。

受人は北区大供表町に居住し、母親と農業に従事する傍ら陸上自衛隊の歯科医官として勤務していましたが、退職を機に歯科医である妻と歯科医院を開設するため、耕作地に近く兼業農家として活動しやすい申請地で、母の持分に使用貸借権を設定し診療所を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、母及び自己所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、中区清水一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれ手狭になり生活音も気になるため、現居住地に近く、住み慣れた環境で子育てができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、中区祇園の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家近隣で子育ての支援を受けやすく生活環境が変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番から12番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

8番、受人は中区米田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手

狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は中区山崎の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、子どもの通学に便利で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は中区福泊の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、子どもの通院に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は東区益野町の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、通院にも便利で知人の多い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は北区平野の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の通勤先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から16番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年3月30日付で農振除外済の案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

13番、受人は北区平田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の両親宅に近く、両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は南区万倍の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先と実家に近く、通勤や両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は中区湊の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、受人は倉敷市福島の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、令和3年10月15日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は

自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、中区平井七丁目の借家に両親と家族4人の6人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、両親の居住地に近く、通勤や通院などに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から17番までの17件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、東区の説明をお願いします。

藤村係長 6ページ18番から23番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

18番、受人は東区目黒町の父所有の自宅に両親と弟の4人で居住していますが、結婚を控えており、実家に近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、受人は東区西大寺松崎の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先に近く通勤時間が短縮できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、受人は中区高屋の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近く通勤時間が短縮できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

21番、受人は東区益野町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、受人は北区七日市西町の借家に一人で居住していますが、結婚の予定があり、現住居では手狭なため、勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、受人は中区桑野の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く、子育てがしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

24番、原状回復を伴う一時転用です。許可期間は許可日から令和6年4月30日までです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は仮設事務所で使用貸借権を設定します。

受人は、北区大内田に本社を置き、機械器具の設置工事業を営んでいますが、岡山市発注の弓削排水機場ポンプ設備改修工事の施工に伴い、工事現場に隣接した申請地に仮設事務所を設置しようとするものです。

1種農地ですが、一時転用であり例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 18番から24番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から24番までの24件を許可と決定してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、(5)利用権の設定、(6)利用権の移転、(7)利用権の設定及び^{てんたい}転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等(4)の所有権の移転については、東区分で1ページ1番から3番までの3件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等(5)の利用権の設定については、中区は2ページ1番から4ページ21番までの21件、東区は5ページ1番から83ページ705番までの705件です。

申請等(6)の利用権の移転については、中区は84ページ1番の1件、東区は85ページ1番から8番までの8件です。

申請等(7)の利用権の設定及び転貸については、中区は86ページ1番から97ページ56番までの56件、東区は98ページ1番から131ページ144番までの144件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等(4)所有権の移

転を除く、申請等（５）、（６）、（７）を合計したものです。岡山市全体では計
１，５４８件、第二農業委員会分は９３５件で、中区が７８件、瀬戸地区を除く東
区が７２７件、瀬戸地区が１３０件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たして
いると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 員
ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
ありません。

議長 員
それでは、申請等（４）、（５）、（６）、（７）の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画
の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事
務局から説明をお願いします。

藤村係長
８ページ１番から１１ページ１５番までの１５件で、権利取得の事由は、すべて
相続、権利の種類は、所有権及び賃借権で、内容はご覧のとおりです。１２番につ
いては、あっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議し
ます。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 員
ただいまの説明について、何かご意見がありますか。
ありません。

議長 員
それでは、申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、
１番から１５番の１５件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長
報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１２ペー
ジ１番から３番の３件で、転用目的は共同住宅１件、進入路１件、露天駐車場１件
で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１３ペー
ジ１番から３番の３件で、転用目的は分譲住宅地２件、工場１件で、専決日は備考
欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１４ペー
ジ１番から１６ページ１０番までの１０件です。解約理由は転用目的が１件、耕
作目的が９件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１７ページ１
番と２番の２件で、内容は、露天駐車場及び作業場１件、露天農作業場１件です。

報告（５）農地改良届については、１８ページ１番から５番までの５件です。内
容は普通野菜畑５件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

(令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、令和5年度の事業計画について その他承認済み)

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務代理人 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時44分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員